

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 告 示 ——

○公示送達	(保険医療課)	2
○指定納付受託者の指定	(税務課)	2
○収納事務の委託	(税務課)	2
○公示送達	(税務課)	3
○公示送達	(税務課)	3
○公示送達	(税務課)	5
○公示送達	(保険医療課)	6
○市道路線の供用開始に関する告示	(土木管理課)	7
○亀岡市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の一部改正	(自治防災課)	8
○亀岡市集じん箱等設置事業補助金交付要綱の一部改正(環境クリーン推進課)		8

### —— 公 告 ——

○公募型プロポーザル方式による事業者の選定	(環境政策課)	9
○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧	(農林振興課)	9
○亀岡農業振興地域整備計画の変更案の縦覧	(農林振興課)	10
○一般競争入札(条件付き)の執行	(契約検査課)	11
○農用地利用集積計画の縦覧	(農林振興課)	14
○一般競争入札(条件付き)にかかる特定建設工事共同企業体の公募	(契約検査課)	15

○公募型プロポーザル方式による事業者の選定	(高齢福祉課)	20
○都市計画法に基づく条例区域の変更案	(都市計画課)	20
○都市計画法等に基づく条例区域(既存集落まちづくり区域)の変更案	(都市計画課)	21
○都市計画法等に基づく条例区域(概成団地)の変更案	(都市計画課)	21

### 監査委員欄

#### —— 公 表 ——

○令和3年度定期監査及び行政監査	22
○令和3年度財政援助団体等監査	26
○令和3年度随時監査	32
○定期監査等の結果に基づく意見	34

### 農業委員会欄

#### —— 公 告 ——

○令和4年1月定例総会の開催	35
----------------	----

### 上下水道部欄

#### —— 規 程 ——

○亀岡市水道用水供給事業給水条例施行規程	35
----------------------	----

# 告示

## 亀岡市告示第1号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年1月4日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
令和3年度後期高齢者医療保険料督促状5期分
- 2 送達を受けるべき者  
住所 省略  
氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 亀岡市告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財

務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和4年1月4日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定納付受託者の名称及び住所  
株式会社 エフレジ  
大阪府大阪市北区大深町4番20号  
グランフロント大阪タワーA
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入  
亀岡市市税  
(市府民税普通徴収、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)
- 3 指定をした日  
令和4年1月4日
- 4 指定の期日  
令和6年3月31日  
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

「揭示済」

## 亀岡市告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、市税の収納事務を委託したので、次のとおり告示する。

令和4年1月4日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 委託の相手方  
株式会社 エフレジ  
大阪府大阪市北区大深町4番20号  
グランフロント大阪タワーA
- 2 委託内容  
亀岡市市税に係る公金のペイジー（ネットバンキング）収納事務
- 3 委託を必要とする理由  
市民サービスの向上と収納事務の効率化等を図ることから、ペイジー（ネットバンキング）収納の事務を私人に委託する。
- 4 委託期間  
令和4年1月4日から  
令和6年3月31日まで  
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

「揭示済」

亀岡市告示第4号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年1月11日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
令和3年度 市民税・府民税  
徴収方法変更通知書

- 2 送達を受けるべき者  
住所 省略  
氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第5号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年1月17日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
督促状 令和3年度 市府民税 第4期
- 2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略

7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第6号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年1月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏名又は名称
1	令和3年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
2	令和3年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
3	令和3年度 督促状 固定資産税・都市計画税 第3期	省略	省略
4	令和3年度 督促状 固定資産税・都市計画税 第4期	省略	省略
5	令和3年度 督促状 固定資産税・都市計画税 第3期	省略	省略
6	令和3年度 督促状 固定資産税・都市計画税 第4期	省略	省略
7	令和3年度 督促状 固定資産税・都市計画税 第4期	省略	省略
8	令和3年度 督促状 固定資産税・都市計画税 随1期	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第7号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年1月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定 通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和3年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和3年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和3年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和3年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和3年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和3年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和3年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和3年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和3年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和3年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第8号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和4年1月24日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和4年1月24日から令和4年2月7日まで一般の縦覧に供する。

令和4年1月24日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
12144	小林2号線	亀岡市千代川町小林北ン田21番先から 亀岡市千代川町小林北ン田13番21先まで	93.44m	8.50m ～ 8.50m

「揭示済」

亀岡市告示第9号

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱  
(平成27年亀岡市告示第167号)の一部を  
次のように改正する。

第4条中「3分の2以内」を「2分の1以  
内」に改める。

令和4年1月24日

附 則

亀岡市長 桂川孝裕

(施行期日)

第4条第1項中「50,000円」の次に  
「(防犯灯の機能を有するものについては、1  
台につき70,000円)」を加える。

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施す  
る。

(経過措置)

附 則

2 この告示による改正後の亀岡市集じん箱等  
設置事業補助金交付要綱の規定は、令和4年  
4月1日以後に交付申請のあった補助金につ  
いて適用し、令和4年3月31日以前に交付  
申請のあった補助金については、なお従前の  
例による。

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施す  
る。

「揭示済」

(経過措置)

2 この告示による改正後の亀岡市防犯カメラ  
設置事業補助金交付要綱の規定は、令和4年  
4月1日以後に交付申請のあった補助金につ  
いて適用し、令和4年3月31日以前に交付  
申請のあった補助金については、なお従前の  
例による。

「揭示済」

亀岡市告示第10号

亀岡市集じん箱等設置事業補助金交付要綱  
(平成5年亀岡市告示第6号)の一部を次のよ  
うに改正する。

令和4年1月24日

# 公 告

## 亀岡市公告第1号

(仮称)環境政策情報発信・交流拠点施設新築設計等業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和4年1月4日

亀岡市長 桂川孝裕

### 1 業務概要

#### (1) 業務番号

3環政委第2号

#### (2) 業務名

(仮称)環境政策情報発信・交流拠点施設新築設計等業務

#### (3) 業務内容

ア 設計・許認可申請等に必要と見込まれる敷地測量、地盤調査業務

イ 既存建物の除却設計業務

ウ (仮称)環境政策情報発信・交流拠点施設新築設計及び許認可申請業務

#### (4) 業務場所

京都府亀岡市保津町下中島59番1

#### (5) 業務期間

契約締結日の翌日から

令和4年9月30日まで

#### (6) 見積限度額

10,000千円

(消費税及び地方消費税を含む。)

### 2 その他

詳細は、(仮称)環境政策情報発信・交流拠点施設新築設計等業務公募型プロポーザル

実施要領による。

「揭示済」

## 亀岡市公告第2号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和4年1月7日

亀岡市長 桂川孝裕

### 1 縦覧期間

令和4年1月7日以後、常時備え置くこととする。

### 2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 亀岡市公告第3号

亀岡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、亀岡市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、令和4年2月10日（縦覧期間満了の日）までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和4年2月11日（縦覧期間満了の日の翌日）から令和4年2月25日までにこれを申し出ることができる。

令和4年1月11日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 縦覧期間

自 令和4年1月12日

至 令和4年2月10日

## 2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 亀岡市公告第4号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和4年1月13日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第8号
- (2) 工事名 亀岡中部農地整備事業（曾我部工区）に伴う配水管移設工事（その5）
- (3) 工事場所 亀岡市曾我部町地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要 DSGX φ100 L=337.7m
- (6) 予定価格（税込） 11,132,000円  
【入札書比較価格（税抜） 10,120,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から80日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書（特記仕様書 3.配水管技能者の資格）及び建設業法に基づく技術者の配置が可

能であること。

- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した水道施設工事（B等級）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（B等級）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

- (5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

（※受注金額は、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したもののや契約変更の増減額は対象外とする。）

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

### 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年1月13日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和4年1月13日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和4年1月20日（木） 午前9時から午後5時まで 令和4年1月21日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和4年1月24日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和4年1月19日（水） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和4年1月25日（火） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和4年1月27日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和4年1月31日（月） 午前9時から午後5時まで 令和4年2月1日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和4年2月2日（水） 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

## 亀岡市公告第5号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和4年1月17日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 縦覧期間

令和4年1月17日以後、常時備え置くこととする。

## 2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 亀岡市公告第6号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和4年1月27日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- (1) 工事番号 3環推第3号  
(2) 工事名 旧亀岡市若宮工場解体工事（その1）  
(3) 工事場所 亀岡市大井町並河若宮筋地内  
(4) 工事種別 解体工事  
(5) 工事概要 旧亀岡市若宮工場解体工事 一式

## ①施設概要

施設処理能力：114kl／日

構造規模：RC 2F 一部地下槽付き

地上RC水槽

煙突 20mH RC角形

## ②工事概要

建築工事 一式

電気設備工事 一式

機械設備工事 一式

- (6) 予定価格（税込） 293,370,000円

【入札書比較価格（税抜） 266,700,000円】

- (7) 工期 議決のあった翌日から令和5年3月17日まで

- (8) 部分払 無

- (9) 前金払 有（保証事業会社の保証が必要）

- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）

- (11) 最低制限価格 採用

(12) 入札保証金 免除

(13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(14) 支給材料及び貸与品 無

(15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 本社（本店）を市内に置き、令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「解体工事」に登録され、「解体工事」の特定建設業許可を有する者2者又は3者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体の構成については、次の2通りとする。

	①代表者1者とそれ以外の構成員1者の2者JVの場合	②代表者1者とそれ以外の構成員2者の3者JVの場合
代表者の要件	<p>ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「解体工事」に登録され、「解体工事」の特定建設業許可を有し、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者</p> <p>イ 監理技術者として、「解体工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。</p> <p>ウ 出資比率が構成員中最大の者であること。</p>	
代表者以外の構成員の要件	<p>ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「解体工事」に登録され、「解体工事」の特定建設業許可を有し、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者</p> <p>イ 主任技術者として、「解体工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。</p>	<p>ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「解体工事」に登録され、「解体工事」の特定建設業許可を有し、「建築一式工事」の「A等級」に認定されていない者</p> <p>イ 主任技術者として、「解体工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。</p>

ウ 共同企業体は、自主結成とする。

エ 構成員の出資比率は、全ての構成員が、2者の場合30パーセント以上、3者の場合20パーセント以上の出資比率であるものとする。

オ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、2者による場合は「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とし、3者による場合は「〇〇・△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(3) その他

一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人、監理技術者及び主任技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書（別紙）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年1月27日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和4年1月27日（木）午後1時から なお、設計図書（図面）は、 令和4年1月27日（木）午後1時から 令和4年2月18日（金）午後5時まで （開庁日・開庁時間は除く。）	共通事項2のとおり ※設計図書（図面等）については、亀岡市役所3階契約検査課にて、令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「解体工事」に登録され、「解体工事」の特定建設業許可を有するものに配布
入札参加資格確認申請書等の受付	令和4年2月8日（火） 午前9時から午後5時まで 令和4年2月9日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和4年2月10日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和4年2月7日（月）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和4年2月14日（月）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和4年2月17日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和4年2月21日（月） 午前9時から午後5時まで 令和4年2月22日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和4年2月24日（木） 午前10時	電子入札システムによる

※ 設計図書（図面等）については、令和4年1月27日（木）午後1時から令和4年2月18日（金）午後5時までの間（閉庁日・閉庁時間は除く。）、亀岡市役所3階契約検査課にて、令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「解体工事」に登録され、「解体工事」の特定建設業許可を有するものに配布する。受領の際、直接受領する者の印（認印でも可）を持参すること。

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

## 7 その他

- (1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約として、議会の議決を得たときにこれを本契約とみなす。
- (2) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (3) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第7号

亀岡市ひとり暮らし老人等緊急通報装置設置事業について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和4年1月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

亀岡市ひとり暮らし老人等緊急通報装置設置事業

(2) 業務内容

ひとり暮らし老人、重度身体障がい者の福祉向上を図ることを目的とし、利用者の自宅に緊急通報装置を設置する。緊急通報等の信号を受信したときは救急要員を急行させ、現場確認により、異常事態発生と判断したときは消防機関への通報等必要な処置をとるものである。そのほか、利用者からの電話による健康相談にも応じる。

(3) 業務期間

令和4年4月1日から

令和9年3月31日まで

(4) 見積限度額（消費税及び地方消費税含む。）

利用者の自宅に電話回線がある場合

1,705円

利用者の自宅に電話回線がない場合

4,250円

2 その他

詳細は、亀岡市ひとり暮らし老人等緊急通報装置設置事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領による。

なお、現在の仕様書は案であるため、本プ

ロポーザルにおいて選定された事業者と協議の上で最終的な仕様を確定する。

「揭示済」

亀岡市公告第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域及び条例で定める環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途を変更するため、亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第6条第7項及び第7条第2項において準用する同条例第6条第2項の規定により、次のとおり変更案を縦覧に供する。

なお、変更案について、当該指定区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和4年1月31日

亀岡市長 桂川孝裕

1 変更する区域の名称及び土地の区域  
重利地区（亀岡市曾我部町重利 地内）

寺地区（亀岡市曾我部町寺 地内）

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

3 縦覧期間

令和4年2月1日から

令和4年2月15日まで

4 その他

寺地区の指定区域は変更しない。

「揭示済」

亀岡市公告第9号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第8条第1項第3号及び第9条第1項第3号の規定に基づく指定区域において許容する予定建築物等の用途を変更するため、同条例第8条第2項及び第9条第2項において準用する同条例第6条第2項の規定により、次のとおり変更案を縦覧に供する。

なお、変更案について、当該指定区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和4年1月31日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 変更する区域の名称及び土地の区域  
保津地区（亀岡市保津町 地内）  
馬路地区（亀岡市馬路町、河原林町河原尻、千歳町千歳 地内）  
河原林町勝林島地区（亀岡市河原林町勝林島 地内）  
千歳地区（亀岡市千歳町 地内）  
葎田野地区（亀岡市葎田野町、曾我部町穴太 地区）
- 2 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 3 縦覧期間  
令和4年2月1日から  
令和4年2月15日まで
- 4 その他  
指定区域は変更しない。

「揭示済」

亀岡市公告第10号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第8条第1項第5号及び第9条第1項第6号の規定に基づく指定区域を変更するため、同条例第8条第2項及び第9条第2項において準用する同条例第6条第2項の規定により、次のとおり変更案を縦覧に供する。

なお、変更案について、当該指定区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和4年1月31日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 変更する区域の名称及び土地の区域  
君塚台団地地区（亀岡市下矢田町君塚、西法楽寺、東法楽寺 地内）  
岩田団地地区（亀岡市上矢田町岩田、上垣内 地内）  
湯の花ローズタウン地区（亀岡市葎田野町芦ノ山 地内）
- 2 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 3 縦覧期間  
令和4年2月1日から  
令和4年2月15日まで

「揭示済」

## 監査委員欄

# 公表

### 亀岡市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年1月31日

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 富谷加都子

#### 1 監査の種類

令和3年度定期監査及び行政監査

#### 2 監査の対象

監査対象課等に係る令和3年度の事務の執行及び財務に関する事務の執行について

#### 3 監査の着眼点

- (1) 市の事務の執行及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 本市に事務局を置き、本市職員が会計事務を取り扱っている各団体や実行委員会等に交付された補助金等について、適正な会計事務が行われているか。

#### 4 監査の主な実施内容

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への聴取を行った。また、本市に事務局を置き、本市職員が会計事務を取り扱っている各団体や実行委員会等に対して交付された補助金等について会計事務の状況を調査した。

#### 5 監査の実施場所及び日程

- (1) 監査の実施場所  
監査委員室

(2) 監査日程

対象課等	監査期間	ヒアリング実施日
環境先進都市推進部 環境政策課 環境クリーン推進課	令和3年 9月 8日から 令和3年11月11日まで	令和3年10月 7日 令和3年10月11日 令和3年10月12日
市民生活部 市民課 火葬場整備推進課 保険医療課 税務課		
教育部 教育総務課 学校教育課 社会教育課 歴史文化財課 教育機関 (学校給食センター、 図書館、文化資料館、 みらい教育リサーチセ ンター)		
生涯学習部 人権啓発課 市民力推進課 文化国際課 生涯スポーツ課	令和3年10月15日から 令和3年12月20日まで	令和3年11月18日 令和3年11月19日 令和3年11月24日
総務部 総務課 自治防災課 契約検査課		
公平委員会事務局 監査委員事務局(固定 資産評価審査委員会含 む)		

## 6 監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

## (1) 環境先進都市推進部

以下の各課に係る令和3年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

## ア 環境政策課

特に指摘する事項はなかった。

## イ 環境クリーン推進課

特に指摘する事項はなかった。

## (2) 市民生活部

以下の各課に係る令和3年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

## ア 市民課

特に指摘する事項はなかった。

## イ 火葬場整備推進課

改葬許可証明書について、手数料が納付される前に証明書を交付しているものがあった。

亀岡市手数料徴収条例には、手数料は、徴収する事項についての申請、交付又は閲覧の際に、申請者からこれを徴収すると定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

## ウ 保険医療課

特に指摘する事項はなかった。

## エ 税務課

特に指摘する事項はなかった。

## (3) 教育部

以下の各課等に係る令和3年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

## ア 教育総務課

(ア) 学校施設使用料について、事後調定が行われていた。

地方自治法には、歳入を収入するときには、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 学校施設使用料の減免について、減免を受けようとする理由が明示されていないものや減免割合が明示されていないものが見受けられた。

亀岡市立学校施設使用条例施行規則には、使用料の減免を受けようとするときは、学校施設使用許可申請書兼許可書及び実績報告書（以下、「使用許可書等」という。）に理由を明示しなければならないと定められている。また、教育長は、減免の申請があった場合において、これを審査し、適当と認めるときは、使用許可書等に減免を許可する旨及び減免割合を明示すると定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(ウ) 学校施設の使用について、使用許可書等を確認したところ、記入もれや摩擦熱で消えるペンが使用されているなどの不備が見受けられた。

提出された書類の確認を十分に行い、不備がある場合は指導するなど、適正

な事務処理をされたい。

(エ) 学校施設使用料の徴収について、調定金額及び納入すべき金額を誤っているものがあつた。

地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 学校教育課

学校施設使用料（若木の家）の徴収について、調定金額及び納入すべき金額を誤っているものがあつた。

地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

ウ 社会教育課

特に指摘する事項はなかつた。

エ 歴史文化財課

特に指摘する事項はなかつた。

オ 学校給食センター

特に指摘する事項はなかつた。

カ 図書館

特に指摘する事項はなかつた。

キ 文化資料館

特に指摘する事項はなかつた。

ク みらい教育リサーチセンター

特に指摘する事項はなかつた。

(4) 生涯学習部

以下の各課に係る令和3年9月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

ア 人権啓発課

特に指摘する事項はなかつた。

イ 市民力推進課

特に指摘する事項はなかつた。

ウ 文化国際課

特に指摘する事項はなかつた。

エ 生涯スポーツ課

特に指摘する事項はなかつた。

(5) 総務部

以下の各課に係る令和3年9月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 総務課

特に指摘する事項はなかつた。

イ 自治防災課

行政財産の使用に係る許可事務について、許可申請書に使用期間が記載されていないものがあつた。

亀岡市財務規則には、行政財産の使用の許可をするときは、当該許可を受けようとする者から、使用しようとする行政財産の表示、使用しようとする期間、使用の目的及び財産管理者の指示する事項を記載した許可申請書を提出させなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

ウ 契約検査課

特に指摘する事項はなかつた。

(6) 公平委員会事務局

令和3年9月末現在における財務に関する

る事務の執行等について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(7) 監査委員事務局

令和3年9月末現在における監査委員事務局及び固定資産評価審査委員会に係る財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

以上が、環境先進都市推進部等における令和3年度の財務に関する事務の執行等について監査した結果である。

昨年度に引き続き、市職員が職務遂行の関係上、出納及び保管を担っている任意団体の現金等（以下、「準公金」という。）の取扱いについて監査を行ってきた。

監査では、不正や事故防止の観点から、特に現金、預金通帳及び銀行印の保管が適正に行われているか、所属長等が帳簿と預金残高の照合を行っているかなど、相互牽制が十分に機能しているかなどに着目し、現地での聴き取り調査を行った。

監査の結果、本年度調査を行った各所属では、概ね適正に管理されていることが確認できた。しかしながら、昨年度の監査の中では、預金通帳と銀行印が一緒に保管されるなど、一部不適切な事案も見受けられた。

不正や紛失、盗難等の事故が発生した場合、たとえ団体における不祥事であっても、市への信用失墜は免れない。また、管理上の問題があれば市がその責任を問われることにもなる。

昨年度から重ねての要望になるが、預金通帳と銀行印は別々に保管し、所属長等が定期的に出納簿と預金残高の照合を行うなど、所属内での相互牽制が常に働く体制を十分に整えられたい。また、出納については、口座振

込を原則とし、直接現金を取扱う機会を最小限に抑えられたい。

準公金の取扱いについては、公金のように、地方自治法や財務規則の適用がなく、各団体の事務局を所管する所属の考えによる取扱いがされているのが現状である。

人的リスクを低減し、問題の発生を未然に防止するためにも、公金に準じた全庁統一的な基準を作成されたい。

「揭示済」

亀岡市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年1月31日

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 富谷加都子

第1 監査の概要

1 監査の種類

令和3年度財政援助団体等監査

2 監査の対象年度

令和2年度

3 監査の対象

- (1) かめおか霧の芸術祭実行委員会及び公益財団法人亀岡市スポーツ協会の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について

(2) 文化国際課及び生涯スポーツ課の財政的援助等に係る事務の執行について

4 監査の着眼点

(1) 財政援助団体

亀岡市が補助金等の財政的援助を行っている団体について、財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

令和2年度に亀岡市から監査対象団体へ交付された補助金等の中から抽出して監査を行った。監査対象団体及び所管課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づき、関係職員から事務の執行状況を聴取し、監査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査委員室及び監査対象団体会議室等

(2) 監査日程

団体名	監査期間	ヒアリング実施日
かめおか霧の芸術祭実行委員会	令和3年10月 1日から	令和3年11月18日
公益財団法人亀岡市スポーツ協会	令和3年12月20日まで	令和3年11月19日

第2 監査の結果

1 かめおか霧の芸術祭実行委員会の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

かめおか霧の芸術祭実行委員会（以下、「霧の芸術祭実行委員会」という。）は、亀岡を包む「霧」を象徴としてとらえ、その景観美や地域と生きる人の営み、そこから生み出されるものなど亀岡の多様な魅力を文化芸術を通じてとらえ直し、市内外に発信するとともに、新たな文化資源・観光資源の創出や地域活性化を図ることを目的としている。

この目的を達成するために、農家や船頭、蕎麦職人など、“生命を輝かせる技術や智慧をもつ人”も芸術家であるという考えのもと、「とかいなか」としての亀岡の魅力を活かし芸術系の学生や地域の住民、地元の芸術家など様々な人々とともに作り上げる持続可能な芸術祭となるよう事業展開を行っている。

イ 組織（令和3年3月31日現在）

(ア) 役員等	委員長	1人
	副委員長	1人
	委員	17人

	監事	1人
	顧問	1人
	総合プロデューサー	1人
(イ) 事務局	事務局長	1人
	事務局次長	1人
	事務局職員	3人

(2) 補助金の概要

令和2年度に亀岡市から霧の芸術祭実行委員会へ交付された補助金総額は21,000,000円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

補助金名称	補助金額	補助内容
文化芸術事業補助金	15,000,000	文化芸術プロジェクト
文化芸術事業補助金	1,000,000	KIRI CAFE 関連プロジェクト
計	16,000,000	

(3) 監査の結果

ア 霧の芸術祭実行委員会に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

補助金に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 霧の芸術祭実行委員会は、総合プロデューサーが選任したスタッフによるプロジェクトチームで事業を運営している。その事業スタッフに対する報酬等の支払いについて、金額の決定に係る決裁文書は作成されていたものの、費用算出に係る明確な根拠が確認できなかった。

市の補助金等を財源として支出する上では、金額の妥当性を担保することは重要である。算出根拠を明確にして、より慎重な予算執行に努められたい。

(イ) 補助金を活用し、KIRI マルシェに合わせて開催された KIRI CAFEでのワークショップについて、参加者から受領した料金は霧の芸術祭実行委員会15%、講師85%の割合で分けられていたが、基準となる割合の根拠が明確でなく、決算書においては、霧の芸術祭実行委員会分のみが計上され、講師分は計上されていなかった。

a 基準となる割合の根拠を明確にした上で、覚書等の書面で残されたい。

b 決算書上では、参加料の総額を収入、講師受取分は支出として計上し、事業全体の収支が表示されるように改められたい。

イ 生涯学習部文化国際課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

補助金に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 補助金（文化芸術プロジェクト事業分）の交付について、5月に全額前金払としていたが、霧の芸術祭実行委員会側の支払いの多くは年度末に集中していた。

資金需要の把握に努め、今後は、分割で交付する方法も検討されたい。

(イ) 霧の芸術祭実行委員会の事業スタッフに対する報酬等の支払いについて、金額の決定に係る決裁文書は作成されていたものの、費用算出に係る明確な根拠が確認できなかった。

市として、市民への説明責任を果たせるように、算出根拠を明確にするよう指導されたい。

(ウ) K I R I マルシェに合わせて開催されたK I R I C A F Eでのワークショップについて、参加者から受領した料金は霧の芸術祭実行委員会15%、講師85%の割合で分けられていたが、基準となる割合の根拠が明確でなく、決算書においては、霧の芸術祭実行委員会分のみが計上され、講師分は計上されていなかった。

a 基準となる割合の根拠を明確にした上で、覚書等の書面で残すよう指導されたい。

b 決算書上では、参加料の総額を収入、講師受取分は支出として計上し、事業全体の収支が表示されるよう指導されたい。

## 2 公益財団法人亀岡市スポーツ協会の概要及び結果

### (1) 団体の概要

#### ア 設立の目的・事業

公益財団法人亀岡市スポーツ協会（以下、「スポーツ協会」という。）は、多様化した市民のスポーツ活動に対する欲求にこたえ、市民スポーツの普及、振興に関する事業を積極的に推進し、もって市民の健全な心身の発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的としている。

これらの目的を達成するために、主に次の事業を行っている。

(ア) 亀岡市における競技力の向上及び地域スポーツ、生涯スポーツの普及振興に関すること

(イ) スポーツ指導者の育成及び市民に対するスポーツの指導

(ウ) 亀岡市内の少年スポーツの育成

(エ) スポーツ施設の管理運営事業

(オ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

#### イ 組織（令和3年3月31日現在）

(ア) 役員等	理事	22人
	（うち会長1人、副会長4人、専務理事1人）	
	監事	2人
	評議員	23人

- (イ) 事務局
  - 事務局長 1人
  - 事務職員 3人
  - 嘱託職員 2人

(2) 補助金の概要

令和2年度に亀岡市からスポーツ協会へ交付された補助金総額は33,099,346円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

補助金名称	補助金額	補助内容
公益財団法人亀岡市スポーツ協会人件費補助金	29,000,435	スポーツ協会の運営に係る人件費に対する補助
公益財団法人亀岡市スポーツ協会運営活動補助金	3,031,400	スポーツ協会等の事業運営・活動に要する経費に対する補助
計	32,031,835	

(3) 監査の結果

ア スポーツ協会に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

補助金に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 時間外勤務について、時間外勤務命令簿を確認したところ、事務局長の命令によって時間外勤務が行われていた。

公益財団法人亀岡市スポーツ協会職員就業規則には、会長は、必要があると認めるときは、勤務時間を延長し、又は休日においても職員を勤務させることができると定められている。また、公益財団法人亀岡市スポーツ協会事務処理規程に定める事務局長の専決事項には、職員の時間外勤務に関する内容は含まれていなかった。

規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

(イ) 時間外勤務手当の支給について、時間単価の計算に誤りがあった。

適正な事務処理をされたい。

(ウ) 嘱託職員の報酬及び諸手当の支払いについて、公益財団法人亀岡市スポーツ協会嘱託職員の就業等に関する規程及び公益財団法人亀岡市スポーツ協会嘱託職員取扱要領に基づく支払いがなされていなかった。また、規程等の内容に不備が認められたため、適正な支給と判断することができないものがあった。

規程等を見直し、適正な事務処理をされたい。

(エ) 公益財団法人亀岡市スポーツ協会加盟団体運営・活動補助金の交付について、各団体から提出された交付申請書を確認したところ、補助金の充当先が不明確なものや鉛筆書きで提出されているものが見受けられた。

提出された書類のチェックを確実にし、適正な事務処理をされたい。

イ 生涯学習部生涯スポーツ課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

補助金に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 時間外勤務について、時間外勤務命令簿に命令権者の押印がなされていなかった。

公益財団法人亀岡市スポーツ協会職員就業規則に基づき、適正な事務処理を行うよう指導するとともに、公益財団法人亀岡市スポーツ協会事務処理規程に定める専決事項の見直しについて検討するよう改善指示されたい。

(イ) 時間外勤務手当の時間単価の計算に誤りがあった。

適正な事務処理を行うよう指導されたい。また、提出された実績報告書等を確認する際には、関係書類についても十分に精査されたい。

(ウ) 嘱託職員の報酬及び諸手当の支払いについて、公益財団法人亀岡市スポーツ協会嘱託職員の就業等に関する規程及び公益財団法人亀岡市スポーツ協会嘱託職員取扱要領に基づく支払いがなされていなかった。また、規程等の内容に不備が認められたため、適正な支給と判断することができないものがあった。

適正な事務処理を行うよう指導するとともに、規程等の見直しを行うよう改善指示されたい。

(エ) 公益財団法人亀岡市スポーツ協会加盟団体運営・活動補助金の交付について、各団体から提出された交付申請書を確認したところ、補助金の充当先が不明確なものや鉛筆書きで提出されているものが見受けられた。

補助金交付については、適正な事務処理となるように、決裁等の過程において十分な書類の確認を行うよう指導されたい。

「揭示済」

## 亀岡市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年1月31日

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 富谷加都子

## 1 監査の種類

令和3年度随時監査

## 2 監査の対象

亀岡財産区、東別院財産区、禰田野財産区に係る令和3年度の財務に関する事務の執行について

## 3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか

## 4 監査の主な実施内容

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係職員への聴取を行った。

## 5 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所 監査委員室

(2) 監査の日程

監査の期間 令和3年12月1日から令和4年1月24日まで

ヒアリング実施日 令和3年12月24日

## 6 監査の結果

以下の各財産区に係る令和3年9月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

監査の結果は、概ね適正であると認められたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 亀岡財産区

ア 除伐間伐等業務については、平成17年度に業務委託契約（単価契約）を締結し、以降同一の業者に業務を委託している。

(ア) 契約を締結するにあたり、業者の選定理由や委託費用の積算などを文書で残していなかったため、適正な事務処理が行われているか客観的な判断ができなかった。

適正な手続きを行っていることを証明するため、今後は文書で残されたい。

(イ) 業務完了後の履行確認については、作業日報、作業者の出勤記録票、財産区管理会の委員による現地確認などにより検査を行い、検査調書を作成していた。ただし、一部を除き作業の記録写真が残されていなかったため、業務が確実に行われたという客観的な証拠が十分そろっているとは言い難い状況であった。

今後は業者に作業写真の提出を求め、業務実施の証拠として保管されたい。

(ウ) 長年にわたり同一の業者に業務を委託しており、競争性が確保されていなかった。

地方公共団体の業者選定は競争による手続きを原則としている。また、受注機会均等の観点から業者の固定化は避けるべきである。

次年度は他の業者を参入させることができないか検討されたい。

イ 土地（上矢田町中山の一部）貸付収入において、契約書を作成していなかった。

契約書を作成することで、権利義務、リスクの分担などについて、相手方と認識を一致させ、合意した内容を明確にすることができる。また、万が一相手方とトラブルになった場合、重要な証拠とすることができる。

今後は契約書を作成されたい。

(2) 東別院財産区

特に指摘する事項はなかった。

(3) 穂田野財産区

特に指摘する事項はなかった。

以上が財産区における令和3年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

地方自治法には、財産区は特別地方公共団体であり、この法律の定めるところにより事務を処理し、また、法令に違反して事務を処理してはならないと定められている。

財産区の運営は市と財産区管理会が担っているが、財産区管理会が行う事務にも法令の遵守が求められていることから、市は、財産区管理会に対して事務がより適正に行われるよう必要に応じて助言を行われたい。

「揭示済」

## 亀岡市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等の結果に基づいて、同条第10項の規定に基づき監査の結果に関する報告に添えて意見を提出したので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和4年1月31日

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 富谷加都子

## 1 監査の概要

事務の執行及び財務に関する事務の執行を監査の対象として、定期監査（地方自治法第199条第4項）及び行政監査（地方自治法第199条第2項）を実施した。

監査期間	監査対象部局
令和3年9月8日から 令和3年11月11日まで	環境先進都市推進部、市民生活部、教育部
令和3年10月15日から 令和3年12月20日まで	生涯学習部、総務部、公平委員会事務局、監査委員事務局（固定資産評価審査委員会含む）

## 2 意見

## (1) 準公金の取扱いについて

本市における準公金の取扱いについては、全庁統一的な取扱基準等が整備されていないため、各団体の事務局を所管する所属の考えによる取扱いがされているものの、概ね適正に管理されている。

しかし、公金においては認められていないキャッシュカードの使用や立替払いなどの事案が散見されたので、今後の取扱いについては、十分留意されたい。

特に、キャッシュカードについては、経費節減や利便性の面でメリットがある一方、不正使用が容易にできてしまうため、リスク回避の観点からすると作成するべきではない。

今後は、その必要性を十分に検討し、安易に作成することがないようにするとともに、キャッシュカード本体及び暗証番号の管理についての統一的なルール作りや、入出金時のチェック体制の構築が必要であるとする。

「揭示済」

農業委員会欄

公告

亀岡市農業委員会公告第1号

令和4年1月定例総会を下記のとおり公告する。

令和4年1月5日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

記

- 1 日時  
令和4年1月11日（火）  
午後1時30分から
- 2 場所  
亀岡市役所 1階 市民ホール
- 3 議題
  - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
  - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
  - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
  - ・第4号議案 非農地証明交付について
  - ・第5号議案 令和4年2月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・利用権設定）
  - ・第6号議案 荒廃農地に係る非農地判断について（非農地証明事務取扱基準(1)～(3)）

「揭示済」

上下水道部欄

規程

亀岡市水道用水供給事業給水条例施行規程を次のように定める。

令和4年1月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第1号

亀岡市水道用水供給事業給水条例  
施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、亀岡市水道用水供給事業給水条例（令和2年亀岡市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 供給地点 亀岡市が亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例（平成29年亀岡市条例第31号）第4条第2項第2号アに規定する給水対象の水道事業者（以下「受水者」という。）に水道用水を受け渡す地点をいう。

(2) 受水施設 受水管並びにこれに附属する施設及び設備で、受水者が受水のため亀岡市の水道施設に接続して設置するものをいう。

（供給地点）

第3条 供給地点は、次のとおりとする。

- (1) 名称 千代川浄水場
- (2) 所在地 亀岡市千代川町千原安田30番地

(給水の契約)

第4条 給水を受けようとする受水者は、あらかじめ水道用水供給事業給水契約書（別記第1号様式）により、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）と契約を締結しなければならない。

(用水供給の制限又は停止の通知)

第5条 条例第2条第2項の規定による通知は、水道用水給水制限（停止）通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(使用水量の測定又は認定)

第6条 受水者の使用水量は、管理者が毎月末日に量水器により測定する。

- 2 量水器の故障等やむを得ない理由により、使用水量の測定が不能であり、又はその測定に異常があると認められる場合は、管理者が、受水者と協議の上、使用水量を認定する。

(使用水量及び料金の通知等)

第7条 管理者は、前条の規定により測定し、又は認定した使用水量に基づき、条例第3条の規定により当該月分の用水供給の料金を算定する。

- 2 管理者は、前項の使用水量及び料金を、水道用水使用水量及び料金通知書（別記第3号様式）により、算定後速やかに受水者に通知する。

(料金の徴収等)

第8条 条例第4条の規定による料金の徴収は、前条の通知を行った月の25日を納期限として、管理者が発行する納入通知書により行うものとする。ただし、同日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日後に

おいて最も近い休日等でない日を納期限とする。

- 2 管理者は、特別の事情がある場合は、前項の納期限を延期することができる。

(受水施設の工事施行協議)

第9条 受水者は、水道用水の供給に影響を与えるおそれのある受水施設の新設、増設、改造、撤去その他の工事を施行しようとするときは、あらかじめ管理者と協議し、その承認を受けなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、条例の施行の日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

【別記様式 省略】

「揭示済」